

浦川原区における予約型コミュニティバス実証運行业務委託 仕様書

1 概要

中山間地域に暮らす高齢者の通院や買物、高校生の通学において、利用しやすい移動手段を確保するため、浦川原区においてオンデマンド交通システムを活用した予約型コミュニティバスの実証運行を行うもの。

2 委託期間

令和6年4月1日から9月30日まで

3 委託場所

上越市浦川原区全域

4 業務内容

(1) 車両運行业務

ア 運行の詳細は、別表のとおりとする。

イ 運転者は、市が提供するタブレット端末のナビゲーションに従い運行すること。

(2) 予約受付及び配車業務

ア 予約方法、予約受付期間・時間については、別表のとおりとする。

イ 受託者は、市が指定するオンデマンド交通システム（以下「システム」という。）を用いて予約を受け付けること。

ウ 受託者は、システムを操作するためのパソコン1台以上を事業所内に用意すること。

エ 受託者は、利用希望者から予約の電話を受けた際、利用希望者の氏名や乗降時間・場所を聞き取りながら、システムを操作して乗車可能時間を利用希望者に案内すること。予約が成立した場合、システムを操作して予約を確定すること。

(3) 緊急時対応及び苦情等受付業務

業務の遂行に当たり、次の各号の一つに該当するときは、直ちに委託者に報告するとともに適切な処置をとること。

ア 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じた、又は生じるおそれがあるとき。

イ 本業務期間中に利用者又は運転者が交通事故等により生命及び身体を害したとき。

ウ 本業務期間中に利用者又は市民から苦情があったとき。

(4) 車両点検及び保守管理業務

ア 本業務で使用する車両は、受託者の所有する事業用自動車とする。

イ 運行日には始業前点検、終業時点検及び車両の清掃を実施しなければならない。

ウ 受託者は、車両を常に良好な状態に保持しなければならない。

エ 自動車保険（任意保険）は、受託者が加入するものとする。

(5) 停留所看板設置及び保守管理業務

本業務で使用する停留所は、委託者所有の停留所とする。

- (6) 運行状況、予約状況、利用者数のほか、運行に関する事項の取りまとめ及び報告
受託者は、1 か月の運行状況、実績経常費用、利用者数等を取りまとめ、翌月 10 日までに、実績報告書を提出するものとする。
- (7) 業務委託の実施に関する事項を明らかにする書類及び帳簿の整理
委託者は、受託者に対し、本業務の遂行状況について随時調査し、必要な報告、資料の提出を求め、監査することができるほか、業務の実施について必要な指示を行うことができるものとする。

5 業務受託に必要な要件

- (1) 道路運送法第 3 条第 1 項第 1 号のイ「一般乗合旅客自動車運送事業」に係る同法第 4 条の許可を有する者（以下「乗合事業者」という。）又は同法第 3 条第 1 項第 1 号のハ「一般乗用旅客自動車運送事業」に係る同法第 4 条の許可を有する者で、本業務期間中に乗合事業者の許可を受ける見込みであること。
- (2) 道路運送法に規定する「一般乗合旅客自動車運送事業」又は「一般乗用旅客自動車運送事業」の審査基準を満たす設備や体制が整っていること。
- (3) その他業務遂行に関し必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を運行開始までに有している又は有することが確実なこと。
- (4) 運転者の要件及び健康管理
- ア 運転者は、道路運送法施行規則第 51 条の 16 第 1 項の規定に基づき、道路交通法に規定する第二種免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者でなければならない。また、受託者は、運転者が要件を満たしているかを定期的に確認しなければならない。
- イ 受託者は、次の条件に該当する者を運転者として選任してはならない。
- ・日々雇い入れられる者
 - ・2 月未満の期間を定めて使用される者
 - ・試みの使用期間中の者（14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く）
 - ・14 日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であって実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む）を受ける者
- ウ 受託者は、労働安全衛生に関する諸法規を遵守し、所定の手続を行うとともに、受託者の責任において最善の注意による安全衛生管理を行わなければならない。また、運転者の快適な職場環境の形成及び秩序の維持に努めなければならない。
- エ 受託者は、車両内における感染症予防対策に努めた上で当該業務にあたること。なお、必要な消耗品等は委託料に含めること。
- オ 受託者は、特に運転者の健康状態に十分に留意し、疾病及び体調不良、過労、飲酒又は酒気帯び（二日酔い等含む）の状態で行うことのないよう、必ず始業時において健康状態及び酒気の有無についてチェックを実施するとともに、疾病及び体調不良、過労、飲酒又は酒気帯びが認められるときは業務に従事させてはならない。また、確認表を作成し委託者に毎月の委託料請求時に提出しなければならない。
- なお、確認表は、運行日、運転者氏名及びその健康状態、確認者氏名が記載されていれば、受託者の独自様式によって作成し提出することを可とする。

6 運賃等

- (1) 一般利用者からの運賃は、運賃箱等を車内に設置し、利用者が直接現金等を投函することとする。運転者が直接利用者から収受してはならない。
- (2) 委託者は、毎月 1 日に先月分の運賃を回収するものとする。ただし、回収日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、その翌日に回収するものとする。

7 委託料

- (1) 委託料には、人件費、燃料油脂費、車両修繕費、点検費、自動車税、自動車重量税、自動車任意保険料掛金のほか、停留所の設置・維持管理・撤去、その他業務に必要な経費、消費税を含むものとする。
- (2) その他業務には、乗合旅客の輸送に必要な業務、予備者の配置など緊急時の対応、並びに利用状況など業務実施状況の記録及び報告に係る業務を含むものとする。
- (3) 委託料は、令和 6 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までの実証運行に係る経費の見込み額（前記(1)に記載の必要な経費）とする。ただし、人件費については、実働実績に基づいた実績額とするとともに、燃料油脂費については、実車走行キロ数を基に算出した実績額とする。なお、燃料価格の高騰など、受託者の責によらない事由により経常費用が著しく増高したときは、委託者と受託者との協議により変更できるものとする。
- (4) 委託料は、令和 6 年 4 月から 6 月までに掛かった経費を令和 6 年 7 月に、令和 6 年 7 月から 9 月までに掛かった経費を令和 6 年 10 月に支払うものとする。

8 委託料の請求

- (1) 受託者は、委託料を請求する前に、4(6)に定める実績報告書の提出により、当該請求の対象となる期間の実績を報告するものとする。
- (2) 委託者は、前記(1)の実績報告により、速やかに業務の実施状況を確認し、これが適正であると認めるときは、当該報告に係る請求が可能である旨を受託者に通知するものとする。
- (3) 委託者は、請求書の受領日を含めて 30 日以内に、これを支払うものとする。

9 法令の遵守

- (1) 受託者は、関係法令を遵守し、本業務を遂行すること。
- (2) 本業務期間中に発生した不慮の事故等に係る一切の責務は、受託者が負うこととする。

10 環境配慮の注意事項

- (1) 業務に必要な消耗品等は、可能な限りエコマーク、グリーンマーク商品を使用すること。
- (2) 業務の遂行に当たり車両を運行する場合は、アイドリングストップや経済速度走行の励行等、できる限り地球温暖化及び大気汚染の防止に努めること。
- (3) その他環境に配慮した業務の遂行に努めること。

11 その他

- (1) 契約期間終了後、本業務で得られた結果に基づき見直しを加え、本格運行への移行を目

指すものとする。

(2) 仕様書に明示のない事項については、双方協議の上、業務を進めるものとする。

以上

(別表 運行内容)

項目区分	基本仕様
運行区域	上越市浦川原区
運行形態	区域運行（デマンド型）
運行台数	予約に応じ最大2台（ただし、朝と夕方時間帯には、月影地区の通学輸送を担うため、浦川原小学校児童及び東頸中学校生徒が一度に乗車できる台数を確保すること。なお、本通学輸送は、運行台数2台のうちの1台分としてカウントする。令和6年度は最大10人の児童及び生徒が利用する見込み。）
運行日	令和6年4月1日から9月30日まで（土・日曜日、祝日、8月15日・16日を除く）
運行時刻	午前6時30分～午後7時30分（固定ダイヤまたは非固定ダイヤ）
運行経路	予約を基にルートを選定して運行
運賃	大人：1乗車200円 小児：1乗車100円 障害者割引：5割引
停留所	112か所程度
使用車両	区域運行が可能な車両（乗車定員が運転手を含めて15人以下の車両）
乗車予約	必要（予約がなければ運休）
予約方法	電話予約（フリーダイヤルを設定すること）、オンデマンド交通システム「コンビニクル（順風路株式会社）」を用いたアプリ又はブラウザ予約（要インターネット環境及び予約の入力処理が可能なパソコン等の端末）
予約受付	電話予約の受付は、運行日の原則として午前7時から午後7時まで行う（アプリ又はブラウザによる予約は、運行日に限らず、インターネット上で土・日曜日、祝日、8月15日・16日も受付）。受け付ける予約は、乗車の10日前から1時間前までの予約とし、1人の利用者から受け付ける予約の数は10件までとする。
通学輸送	朝と夕方時間帯において、現在、路線バス「月影・下保倉・末広ルート」にて実施している浦川原小学校の児童及び東頸中学校の生徒の通学輸送について、本運行にて対応すること（再掲：令和6年度は最大10人の児童及び生徒が利用する見込み）
緊急時対応	<p>【事故・負傷者発生時】</p> <p>予備車両により利用者を輸送するほか、負傷者発生時は、応急処置・救急車要請などの必要な処置を講ずる。</p> <p>【運行障害発生時】</p> <p>利用者に直接連絡するほか、浦川原区総合事務所に防災無線等による区内への周知を依頼する。</p> <p>【他路線との接続障害発生時】</p> <p>出発時刻どおりに運行する車両のほか、他路線との乗継用の車両を追加配車することで対応する。</p>